

毎月勤労統計調査結果の主な利用状況

I 厚生労働省における利用状況

1 失業給付の額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更

雇用保険法第 18 条において、年度の平均給与額（毎月勤労統計調査における 4 月から翌年 3 月までの平均定期給与額の（単純）平均値）の変動に応じ、失業給付のうち求職者給付の基本手当日額の算定に用いる賃金日額の範囲等を改訂することとなっている。

2 労働災害の休業補償

労働基準法第 76 条第 2 項において、常時 100 人未満の労働者を使用する事業場については、毎月勤労統計調査における毎月きまって支給する給与に一定の変動があった場合に休業補償の額を改訂することとなっている。

3 労災保険の保険給付

労働者災害補償保険法第 8 条の 2 第 1 項第 2 号において、休業補償給付基礎日額は、毎月勤労統計調査における毎月きまって支給する給与に一定の変動があった場合、その変動幅に応じて改訂することとなっている。

また、同法第 8 条の 3 第 1 項第 2 号において、年金給付基礎日額は、毎月きまって支給する給与の変動幅に応じて改訂することとなっている。さらに同法第 16 条の 6 において規定される遺族補償一時金の額の算定にも用いられる。

4 平均賃金の算定

離職後の診断によって業務上の疾病が認められた場合等、労働基準法第 12 条第 8 項の規定に基づく平均賃金を算定する際に、平均定期給与額の変動率が参考に使用される場合がある。

5 各種審議会等の審議資料

最低賃金の決定に係る中央最低賃金審議会の審議資料として使用されている。
社会保障審議会年金部会における審議資料として使用されている。

6 労働時間短縮の推進

「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」（平成 4 年法律第 90 号）に基づく労働時間短縮に関する各種施策の実施において、総実労働時間（調査産業計、事業所規模 5 人以上、30 人以上）を年換算したものが参考指標として使用される場合がある。

7 労働経済の分析

労働に関する経済問題の総合的な分析を行っている「労働経済の分析」、「働く女性の実情」等において利用されている。

II 他省庁における利用状況

1 経済分析（月例経済報告、経済財政白書等）（内閣府）

毎月閣議に報告される月例経済報告の中で、労働経済情勢を示す重要な指標として、賃金

では現金給与総額指数、きまって支給する給与指数（いずれも調査産業計、事業所規模5人以上）が利用されており、労働時間では所定外労働時間指数（製造業、事業所規模5人以上）が取り上げられている。

また、経済問題の総合的な分析を行っている「経済財政白書」等において、労働経済情勢を示す指標として利用されている。

2 景気動向指数（内閣府）

景気動向指数は、景気の現状把握及び将来予測のために、内閣府が生産、雇用など景気に敏感な30系列（先行：11、一致：10、遅行：9）を使って作成・発表しているものである。これまで、所定外労働時間指数（調査産業計）が一致系列に、常用雇用指数（調査産業計、前年同月比）が遅行系列に採用されていたが、第11次改定後、きまって支給する給与（製造業、名目）が新たに遅行系列に採用された。

3 国民経済計算の推計の資料（内閣府）

国民経済計算の推計に際し、雇用者報酬の算定資料となっている。

4 建設工事の労務単価の算定（国土交通省）

建設工事の契約や製品単価の決定などで、人件費の算定基礎資料に利用されている。

5 人事院勧告の基礎資料（人事院）

民間給与の一般的動向の把握に使用されている。

Ⅲ その他の利用状況

1 海外への紹介

I L O、O E C D等国际機関に定期的に報告されるなど、国際的にも広く利用されている。

2 民間企業における利用

イ ベースアップ等賃金改定の参考資料としての利用ほか、労働関係の基礎資料として利用されている。

ロ 民間の調査研究機関等が、景気判断、景気予測等を行う際に利用されている。

3 民事事件・事故などの補償額の算定

交通事故の補償など逸失利益算出の基礎資料として利用される場合がある。